

1 宗教法人規則変更の種類

(1) 宗教法人規則の変更

宗教法人の運営方法を変える、主たる事務所を移転する、実態を踏まえた規則にする、などの場合、宗教法人規則を変更する必要があります。

宗教法人規則を変更するためには、宗教法人法及び宗教法人規則に定められた手続きを経て、所轄庁（県）に対して規則変更の認証申請を行い、知事から認証を受けることが必要です。

宗教法人法においては、次のように規定されています。

<宗教法人法>

- ・「規則を変更しようとするときは、規則で定めるところによりその変更のための手続きをし、その規則の変更について所轄庁の認証を受けなければならない（以下略）。」（第26条第1項）

(2) 特別な規則の変更

① 包括・被包括関係の設定・廃止

宗教法人が、被包括関係の設定又は廃止をしようとする場合にも宗教法人規則の変更が必要となり、この場合、宗教法人法の規定により次も実施する必要があります。

<宗教法人法>

- ・「認証申請の少なくとも2月前に、信者その他の利害関係人に対し、被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更の案の要旨を示してその旨を公告しなければならない。」（第26条第2項）
- ・「被包括関係を設定しようとする場合には、認証申請前に当該関係を設定しようとする宗教団体の承認を受け、被包括関係を廃止しようとする場合には、公告と同時に当該関係を廃止しようとする宗教団体に対しその旨を通知しなければならない。」（第26条第3項）

② 従たる事務所の設置

宗教法人が主たる事務所の他に従たる事務所を設置する場合には、宗教法人法に基づき、宗教法人規則に規定した手続きを経た後、知事の規則の変更認証を受け、宗教法人法に基づき登記所に従たる事務所の設置に係る登記をしなければなりません。

従たる事務所に関しては、主な要件として、

- 1) 事務所としての機能を有していること
- 2) 事務所に法人から選定された責任者がいる（常駐している）こと
- 3) その責任者は、委任された一定の範囲内で当該事務所での法人事務に係る企画執行権及び代理権を有していること
- 4) 当該事務所で、継続的に宗教活動に係る業務が行われていること

などがあります。

※ 事務所としての機能を有していたとしても、単なる事実的行為を行うもの、連絡・取次機能を有するに過ぎないもの、宗教活動以外の事業の事務を主として行うものは対象になりません。

よって、従たる事務所の設置に関する審査に当たっては、まず、「従たる事務所に係る概要調書」を提出いただき、それに基づいてヒアリング及び現地調査を実施し、上記の要件に関する基本的な要件が具備されているかの確認を行います。

要件が具備されていることが確認できましたら、実際の従たる事務所としての活動や事務所運営等の状況について確認する必要がありますので、法人設立認証（主たる事務所の設置）の場合に準じ、一定期間、活動実績の確認を行います。（通常、一年程度。ただし、状況によっては延長もあります。）

活動実績も含め、従たる事務所としての要件等が確認できた段階で、正式に認証申請書を提出いただくことになります。

（3）事務所の所在地の変更

事務所の移転だけでなく、移転を伴わない場合でも事務所所在地の分筆・合筆等により宗教法人の所在地（表示）が変更となる場合には、宗教法人規則の一部が変更となりますので、変更認証申請を行い、認証を受けることが必要となります。

ただし、市町村の合併や住居表示の実施により、事務所の所在地の表示が変わった場合には、規則の変更認証は必要ありませんので、この場合には、以下の手続きとなります。

- 1) 住所の表示が変わった旨の市町村長の証明書を付して法務局に変更登記の申請を行う。
- 2) 登記後、法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）添付のうえ、県へ変更した旨の届出を行う。

～ 届出様式は「登記事項変更登記完了届」に準じてください。

上記以外の理由による場合は、お問い合わせください。